

(表)

特定都市施設整備項目表(共同住宅等)

1 所在地			
2 名 称			
1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)			
(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)		
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置
整備項目	遵 努		
廊下等		1 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
階段	一	1 段がある部分に手すりの設置	
		2 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		5 主たる階段は、回り階段でないこと。	1
		6 階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	一	(1) 踊り場に手すりの設置	2
		(2) 跛上げは18cm以下、踏面は26cm以上、それぞれ一定とする。	2
		(3) 階段の幅は、120cm以上(手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)	2
階段に代わり、 又はこれに併 設する傾斜路	一	1 勾配1/12を超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
便所(※1)		1 便所は、次に掲げるもの	
		(1) 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	3
		(2) 便所は、特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	
		(3) 床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	一	2 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房(※4)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	
		3 便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあっては、その数以上)に車椅子使用者用便房(※4)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	4
		(1) 便所を設ける階の床面積が10,000m ² を超える場合は2以上、当該階の床面積が40,000m ² を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
		(2) 床面積が1,000m ² 未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)	
		4 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	
		5 小便器を設ける場合は、床置式又は受け口の高さ35cm以下の壁掛式を1以上設置	
浴室等(※2)		1 床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		(2) 車椅子使用者等が円滑に利用することができる空間の確保	
		(3) 出入口の幅(開放時有効)は、85cm以上	
		(4) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
敷地内の通路		1 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2 段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1) 手すりの設置	
		(2) 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		(3) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	一	(1) 勾配1/12を超える傾斜には、手すりの設置	
		(2) 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
駐車場(※3)		1 車椅子使用者用駐車施設を、駐車施設の総数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	5
		2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるもの	
		(1) 幅は、350cm以上	
	一	(2) 車椅子使用者用駐車施設から多数利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		(3) 車椅子使用者用駐車施設又は付近に多数利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
標識		1 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識(※5)を設置	
案内設備		1 建築物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
		(1) 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	6
		(2) 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機又は便所の配置を点字等(※6)により視覚障害者に示す設備の設置	
公共的通路		1 建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1) 通路の有効幅は200cm以上とし、通行に支障がない高さの空間を確保	
		(2) 通路の面における段差の禁止	7
		(3) 通路の面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4) 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	8
		(5) 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする。	
	2	建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1) 通路の有効幅は200cm以上とし、当該部分の天井の高さは250cm以上とする。	
		(2) 通路の床における段差の禁止	9
		(3) 通路の床は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4) 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
		(5) 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする。	

2 特定経路等に追加される基準

(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等に追加される基準)			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
特定経路		1	特定経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
出入口	—	1	幅(開放時有効)は、80cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	幅は、120cm以上	
	—	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない構造	
		3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		1	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		2	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		3	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
		4	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		5	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	各住戸、車椅子使用者用便房(※4)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
	—	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
	—	3	籠の奥行きは、115cm以上	
		4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用することが可能な位置への制御装置の設置	
		6	籠内に、停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機		1	エレベーターにあっては、次に掲げるもの	
		(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
		(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
		(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
	—	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
敷地内の通路	—	1	幅は、120cm以上	
		2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	
		3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	(2)	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		(3)	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		(4)	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置	
		(5)	高さが75cmを超える場合(勾配1/20を超えるもの)は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	

3 努力基準で上乗せされる整備基準(多数の者が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅は、85cm以上	
	—	2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を表記	
	—	3	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	10
	—	4	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
		(1)	踊り場を含め、両側に手すりの設置	2
傾斜路	—	1	手すりの設置	
便所(※1)	—	1	便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房(※9)を1以上設置。また、便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあっては、その数以上)に車椅子使用者用便房(※9)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	4
		(1)	便所を設ける階の床面積が10,000m ² を超える40,000m ² 以下の場合は2以上、当該階の床面積が40,000m ² を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
		(2)	床面積が1,000m ² 未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)	
		2	次に掲げる便所(車椅子使用者用便房(※9)を除く。)を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1)	床面には、段差を設けない。	
		(2)	大便器は、1以上を腰掛式	
		(3)	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
		(4)	介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示	
敷地内の通路	—	1	段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1)	上下端には、点状ブロック等(※8)を敷設	11
		2	傾斜路は、次に掲げるもの	
		(1)	手すりの設置	
駐車場(※3)	—	1	車椅子使用者用駐車施設から多数利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に多数利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備までの経路	—	1	道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	
		(1)	線状ブロック等(※10)若しくは点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	
		(2)	車路に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
		(3)	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	12

4 努力基準で上乗せされる基準(特定経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—	1	幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通ずる出入口、EVの籠及び昇降機の出入口を除く。)	13
	—	2	直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上	14
廊下等	—	1	幅は、140cm以上	15
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	多数の者が利用する階に停止すること。	
	—	2	乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずること。	
	—	3	籠の奥行きは、135cm以上	16
	—	4	籠の幅は、140cm以上	16
	—	5	車椅子の転回に支障がない構造	16
	—	6	籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※6)視覚障害者が円滑に操作することができる構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造(※11)	
敷地内の通路	—	1	幅は、135cm以上	17
	—	2	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	幅は、135cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	(2)	勾配は、1/20を超えないこと。	18
	—	(3)	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- ※2 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
- ※3 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- ※4 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている便房
- ※5 高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、表示すべき内容を容易に識別することができるもの(JIS Z8210に適合するもの)
- ※6 (1)文字等の浮き彫り、(2)音による案内、(3)点字及び(1)又は(2)に類するもの
- ※7 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路の部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※8)の敷設並びに階段の項目3から5まで並びに6(2)及び(3)
- ※8 ブロック等で、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるもの
- ※9 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保し、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設け、及び出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※10 ブロック等で、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるもの
- ※11 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506B 車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 回り階段以外の空間の確保が困難であるときを除く。
- 高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路を構成するEV・乗降ロビーを併設する場合は、適用しない。
- (1)から(4)までに掲げる階を除く。
 - 直接地上に通ずる出入口がある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接するもの
 - 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - 多数の者の滞在時間が短い階
 - その他管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (1)から(4)までに該当する場合
 - 直接地上に通ずる出入口がある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - 男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - 女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (1)から(4)までに該当する場合
 - 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所が1以上設けられている場合
 - 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合で、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所が1以上設けられ、かつ、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - 改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下のときは1/50以上、200を超えるときは1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - 改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けないときは、1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
- 当該EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合を除く。
- 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - 幅は、段に代わるものにあっては140cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上(2)勾配は、1/20未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができる
- 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - 幅は、段に代わるものにあっては140cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上(2)勾配は、1/12未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができる
 - 傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※8)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの及び直進で250cm以下のものを除く。)
- 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 点状ブロック等(※8)の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変えるなどの代替措置
- (1)勾配1/20未満(2)高さ16cm未満かつ勾配1/12未満(3)段がある部分・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
- 構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができます。
- 構造上やむを得ない場合は、120cm以上(50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造)
- 車椅子で利用することができる機種を採用する場合
- 敷地の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上
- 高さが16cm以下のものは、1/8以下。ただし、高さが75cm以下のもの又は敷地の状況によりやむを得ない場合は、1/12以下とすることができます。